

公募開始後にお問い合わせのあった主な質問、及び回答を掲載いたします。

| No. | ご質問 | 回答 |
|-----|---|--|
| 1 | NEDO に企業を対象とした「SBIR 推進プログラム」があるが、一つの開発計画について大学から JST のフェーズ 1（本公募）へ申請し、技術移転先企業から NEDO のフェーズ 1 に申請することは可能か。 | 同じ開発計画に対して、JST と NEDO 双方から同時に研究費の配分を受けることは、「競争的研究費の適切な執行に関する指針」における不合理な重複にあたるため、認められません。不合理な重複にあたる場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行います。そのため、統合した研究開発計画にてどちらか一方の事業に申請していただくのが望ましいです。 公募要領「4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」（P76～）を参考にしてください。 |
| 2 | 大企業の一事業部が分離・起業を予定しているが、これにより新たに設立された企業を技術移転先企業として申請することは可能か。 | 本公募への申請の時点で企業が設立済みであり、技術移転先企業の要件を満たしていれば、申請可能です。中小企業者であっても、みなし大企業は対象外ですのでご注意ください。 公募要領「2.7.2 技術移転先企業の要件」（P53～）、「第 6 章 Q&A」Q9（P122）を参考にしてください。 |
| 3 | 研究開発テーマ「(2)多様化する障害像を踏まえた汎用性のある自立支援機器の開発」において、障害者の対象に集中治療室で安静臥床が必要な患者を含むか。 | 研究開発テーマ「(2)多様化する障害像を見据えた自立支援機器の開発」（公募要領 P21～）における「支援機器」とは、障害者の生活を支援する機器を指します。 集中治療室で安静臥床が必要な患者は障害者の対象に含みますが、集中治療室で安静臥床の際に使用する機器であれば、生活を支援する機器には含まれないと解釈いたします。障害者の日常生活における活用がメインで、汎用的に集中治療室で安静臥床時にも使用できる機器ということであれば、汎用性を見据えた支援機器の開発に合致すると考えます。 |